

**【ポイント3】**

**生命保険**

**を自分のために活かす**



支払いをケチって  
簡単に解約しない！

いざという時、

**生命保険**

を自分のために活用する！

経済的に少しでも負担を減らそうとして、せっかく加入している生命保険を簡単に解約しないで、今一度よく検討なさってください。

一家の大黒柱に万が一のことがあった場合に備え、配偶者や子の生活を守るために、生命保険に加入している方は多いと思います。

認知症の進行はとても早いと言われていています。

そのときに、生命保険が大きな価値を持つことになるかも知れません。

また、生命保険を自分のために活用することができるかも知れません。  
どういふことか説明いたします。

**高度障害状態**と認定されると、

生きているうちに、

亡くなった時と同じように

保険金を受け取れる。

**本人が。**

**非課税で。**

若年性認知症と診断されたただけでは、高度障害状態とはいえません。  
高度障害状態の定義は、加入している保険会社の約款に規定されていますので、ご確認ください。  
どの保険会社も差はありません。

若年性認知症に関する状態では、次の状態であると高度障害状態に該当する状態と認められる可能性があるといえます。

○気管切開とか胃ろう栄養となった場合。

○「食物摂取」「排便・排尿・その後始末」「衣服の着脱」「起居」「歩行」「入浴」のいずれも自分ではできず、常に他人の介護を要する**状態**で、回復の見込みがない場合。

## 高度障害に該当する状態



両眼の視力を永久に喪失した状態



言語またはそしゃくの機能を永久に喪失した状態



中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する状態



両腕とも手関節以上で失ったか、その運動機能を永久に喪失した状態



両足とも足関節以上で失ったか、その運動機能を永久に喪失した状態



片腕を手関節以上で失い、且つ、片足を足関節以上で失った状態



片腕を手関節以上で失い、且つ、片足の運動機能を永久に喪失した状態



片腕の運動機能を永久に喪失し、且つ、片足を足関節以上で失った状態

**住宅ローンは、**

**団体生命信用保険**により、

死亡すると、

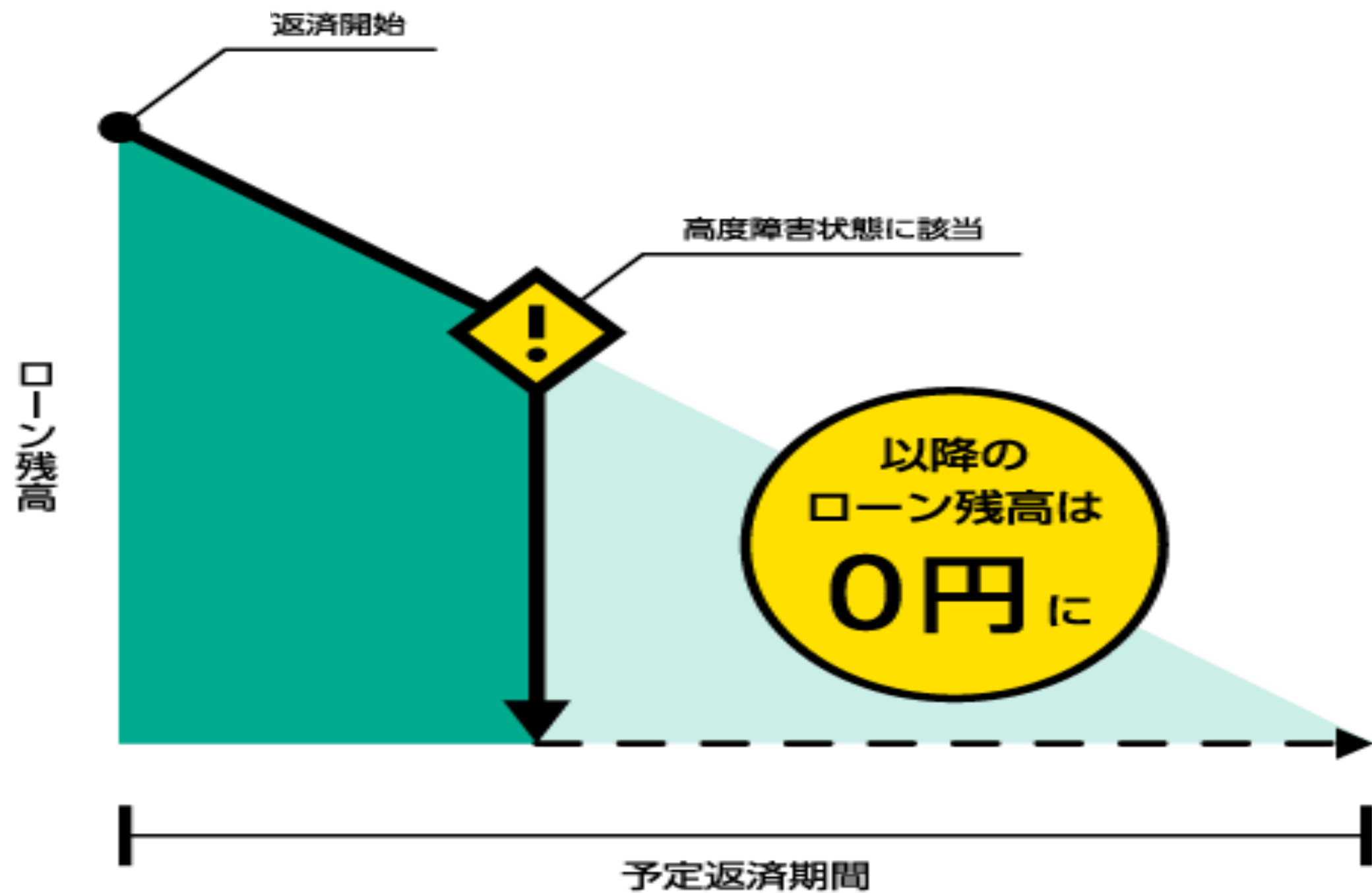
残高は**0円**になる。



住宅ローンも、

高度障害状態となると、

残高は0円になる。



団体信用生命保険とは、住宅ローンの返済中に契約者に万が一のことがあったときに、住宅ローン残高が0円になる生命保険のひとつです。

正しく言えば、生命保険会社が住宅ローンの残高を、金融機関に支払ってくれるのです。

住宅ローンを組む際、ほとんどの金融機関が団体信用生命保険の加入を融資の要件としているので、団体信用生命保険に加入していないケースはほとんどないと思います。

高度障害状態となった時も支払われる生命保険ですから、亡くなるまで返済し続けるより返済の金額を抑えることができます。

このことを知っておくことは価値があると思います。

※ フラット35など、団体信用生命保険への加入が任意とされている住宅ローンもあります。